## 附属書三の付録 原産地証明書の必要的記載事項

- 1 証明番号
- 2 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 3 俞乀旨(箇当公易介こよ苛乏人)の七名又よ名尓、主沂へ
- 3 輸 入者 (適当な場合には荷受人) の氏 名又は名称、 住所及び 国 名

4

輸送手段の詳細

(船積日、

荷揚港及び

船舶

の名称又は航空機

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

便名を含む。

(判明している場合)

- 5 記号、 番号、 包装の個数及び種類、 統 システムの番号並 び に品 名
- 6 非原産材料及び同 特 恵の基準 (例えば、 の又は交換可能な材料に関する情報 W Ó C T C L V Ć 特定 の製造又は 加 工作業が行われること、 累積、 僅<sup>きん</sup> 少の
- 7 重量又は他の数量(単位)
- 8 仕入書の番号及び日付
- 9 輸 出者の申告 (産品 の原産国、 輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、 それらの者の

代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。)

10 証 明 (原産: 地証 明 書 の発給者の署名及び氏名又は名称、 権限 のある政府当局又はその指定団体の印章並

びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。)

11

連合

の構

成国

である第三国

|の材料、

当該:

他

方

の締

約国

又は当該第三

国に

お

11

て行わ

れた工程又は作業及び

統 シ ステムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、 他方の締約国又は東南アジア諸国

当該: 他方の締 約国 又は当該第三 国  $\mathcal{O}$ 国 名 (当該材料が当該産品  $\mathcal{O}$ 生産に使用された場合に限る。)